

国立大学法人東京外国語大学科目等履修生規程

〔平成4年7月15日〕
制 定

改正 平成6年4月1日 平成11年4月1日
平成12年4月1日 平成14年12月18日
平成16年12月28日規則第249号 平成19年3月27日規則第38号
平成21年3月31日規則第62号 平成23年3月29日規則第11号
平成24年3月27日規則第9号 平成27年3月24日規則第48号
平成31年3月19日規則第41号 令和4年3月22日規則第35号
令和6年2月27日規則第18号 令和6年3月26日規則第37号
令和6年10月24日規則第86号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学学則（以下「学則」という。）第41条第2項及び国立大学法人東京外国語大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第40条第2項の規定に基づき、科目等履修生について必要な事項を定める。

(入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学の時期は、春学期又は秋学期の始めとする。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(入学資格)

第3条 東京外国語大学（以下「本学」という。）言語文化学部、国際社会学部及び国際日本学部（以下「学部」という。）の科目等履修生として入学することのできる者は、学則第11条第1項各号のいずれかに該当する者とする。

2 東京外国語大学大学院（以下「大学院」という。）総合国際学研究科博士前期課程の科目等履修生として入学できる者は、大学院学則第15条各号のいずれかに該当する者で、所定の単位を優秀な成績で修得したと大学院において認める者とする。

3 大学院総合国際学研究科博士後期課程の科目等履修生として入学できる者は、大学院学則第16条各号のいずれかに該当する者とする。

(高等学校等の生徒の履修)

第3条の2 前条に定める者のほか、学部開設する授業科目のうち、本学が指定する授業科目の履修を希望する高等学校又は中等教育学校後期課程（以下「高等学校等」という。）の生徒で、本学が適当と認めた者は、科目等履修生として学部に入學することができる。

2 高等学校等の生徒の履修に関し必要な事項は別に定める。

(教育職員免許状に関する授業科目の履修資格)

第4条 教育職員免許状に関する授業科目を履修できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本学を卒業した者
- (2) 本学の大学院に在籍する者
- (3) 本学の大学院において修士の学位を取得した者

(入学の志願)

第5条 科目等履修生として入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び必要書類を添えて、学長に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第6条 前条の入学志願者の選考については、学長が学部教授会又は大学院教授会の議を経て行う。

(入学手続及び入学許可)

第7条 前条の選考結果に基づき入学の許可を受けようとする者は、所定の期日までに入学料を納付し、必要な書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間)

第8条 履修期間は、入学を許可された年度内とする。ただし、引続き履修を希望する者は、学長の許可を得て通算2年の範囲内で延長することができる。

2 前項の規定に関わらず、第4条第2号により教育職員免許状に関する授業科目を履修している者が引き続き履修を希望する場合は本学の大学院に在籍する範囲内で延長を認めることがある。

3 履修期間延長の取扱いについては、別に定める。

(単位の認定)

第9条 科目等履修生は、履修した授業科目について、単位の認定を受けようとするときは、当該授業科目の試験を受けなければならない。

2 前項の試験に合格した者については、所定の単位を与える。

(単位修得証明書)

第10条 学部長又は研究科長は、前条第2項により単位を修得した科目等履修生に対し、本人の願出により単位修得証明書を交付することができる。

(授業料、入学料及び検定料)

第11条 科目等履修生の授業料、入学料及び検定料の額は、別に定める。

2 既納の授業料、入学料及び検定料は、還付しない。

3 納付期限までに授業料を納付せず、督促してもなお納付しない者は、納付期限の日が属する月の末日をもって除籍する。

(費用の負担)

第12条 実験、実習に要する費用は、科目等履修生の負担とすることができる。

(準用規程)

第13条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生について必要な事項は、学則、大学院学則等を準用する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。

2 東京外国語大学聴講生規程(昭和52年4月1日制定)は、廃止する。ただし、この規程の施行の際、旧東京外国語大学聴講生規程により在学する者については、なお、従

前の例による。

附 則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 4 年 1 2 月 1 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 1 2 月 2 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 3 年 3 月 2 9 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行する。